	法人シート(概要説明書)									
	法人名	独立行政法人医薬品	品医療機器	^{器総合機构}	構					
	当省担当部局	医薬食品局	医薬食品局			旦当課・室名 総務課				
	根拠法令	独立行政法人医薬品 器総合機構法	品医療機	沿〕	沿革			削作用被₹ センタ−0	害救済・研	機器審査セン 究振興調査機 務を統合し、
	役員総数 (官庁0B/役員数)	1/6 常勤役		5/6	非常勤	役員数	1/6	監事	1	2/6
役職員	1 100 10 22 20	635 うち	常勤	527	うちま	丰常勤	108	役員報酬	州総額 77	7,667千円
	現役出向者 (役員/職員)	2/122 官戶		9	官戶		14	官庁0B征 報酬総		4, 132千円
	目 的 (何のために)	医薬品の副作用に 医薬品等の品質、そ に資することを目的	与効性及で	が安全性(
法人概要.	対 象 (誰/何を対象に)	医薬品の副作用領	等による値	建康被害る	を受け <i>た</i>	:方、医薬	〖品等製造販 <u>〗</u>	売業者、	一般国民等	;
	事務・事業内容 (手段、手法など)	医薬品の副作用等により健康被害を受けた者に対する医療費の給付等の健康被害救済業務、薬事法に基づく医薬品や医療機器等の承認審査等の審査関連業務、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析及び情報提供等の安全対策業務を行っている。							の品質、有	
		平成22年度予算見込額					人们	牛費		
	事業費	19	万円							
コス	管理費		1,002 百	万円	職貞		概算人件費		従事役	皮職員数
<u>۱</u>	人件費		7,790 百	5円 <	常	勤職員	6, 237, 348	千円	709	人
	総計	28	3,335 百	万円	非	常勤職員	1, 552, 313	千円	174	人
	らの財政支出額の 推移(百万円)	平成19年度	3	平成20年	度		平成21年度		平成	22年度
	一般会計	933	3		91	7		1,316		1,362
	特別会計	-	-		•	<u>- </u>	_			- 1 000
	うち運営費交付	933			91	+		1,316 570		1,362
	会 うち施設整備費 等補助金	-	-			' -		-		
	ラ特制型 うちその他の補 助金等	312	2		30	6		746		920
돈	随意契約(件数/金額(百万円))	-		1/10			1/42			_
約	95%以上の落札率 の契約(件数/金額 (同))	題(百万円)) 1/42 D5%以上の落札率 D契約(件数/金額					_			_

法人シート(概要説明書)									
法人名 独立行政法人医薬品				医療機器総合機構	Ė,				
	当省担当部局	5 医薬食	医薬食品局		担当課・室名		·····································		
		平成	:19年度	平成20年度	Ŧ	平成21年度	平成22年度		
σ	法人支出予算額 D推移(百万円)		14,228		25,662	30,8	91 28,335		
	随意契約(件数/金 額(百万円))	138	/2,888	119/2,834		97/2,855	_		
法人支出	うち厚労省〇Bが在 籍している企業・団 体との契約(件数/金 額(同))	3	3/22	3/11		1/3	_		
_	95%以上の落札率 の契約(件数/金額 (百万円))	20)/406	27/491		18/207	_		
	うち厚労省〇Bが在 籍している企業・団 体との契約(件数/金 額(同))		_	1/69		1/30	_		
	金剰余金(又は繰起 員金)の推移(百万 円)		4,282		5,952				
	発生要因	医薬品等の	医薬品等の副作用被害救済の給付金が拠出金収入を下回ったこと等						
	見直し案	積立金は予期せぬ副作用被害発生に備えるため不可欠であるが、過多又は過少とならないよう拠出金について少なくとも5年に1回は再計算を行うこととしている。							
	対サービス実施コス の推移(百万円)	K	2,473		13,078				
	現・預金		25, 376		11, 553	_	_		
	有価証券		17, 325		20, 837	_	_		
	株式		0		0	_	_		
<i>i</i> a	債券		17, 325		20, 837	_	_		
保有次	その他		0		0	_	_		
保有資産の	土地・建物		0		0	_	_		
内訳	財政融資資金預託金	È	2, 800		1, 600	_	_		
	その他		3, 136		3, 287	_	_		
(百万円)	仕掛審査等費用		1, 049		1, 341	_	_		
	有形固定資産		288		266	_	_		
	無形固定資産		1, 634		1, 484	_	_		
	その他		165		197	_	_		
	合計		48, 637		37, 277	_	_		
	資本金	ž		1, 179, 844, 924円		うち政府出資金	1, 179, 844, 924円		

【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】

評価・息見の主体	Participation
厚生労働省独立 行政法人評価委 員会	・課題となっている人員不足について、計画よりも遅れ気味のため、引き続き、積極的な公募による人材の確保等人員体制のより一層の充実・強化がなされていくことを期待する。 ・財務状況については、「随意契約見直し計画」を着実に実施したり、業務の効率化等により、経費の削減が図られ、中期計画を大きく上回る実績を上げることができた。 ・人件費に関しては、医薬品の承認審査等を担当する優秀な人材を確保する事情は理解できるが、対国家公務員指数が104.4と高いため、100に近づけるよう更なる努力が必要である。

		事務・事業シート(概要説明書)		
	事業名	健康被害救済業務	事業No	1
	類型	助成事業等執行型(助成・給付型)		
	拠法令(具体的な条 (①条①項など)も 記載)	独立行政法人医薬品医療機器総合 機構法 1 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号、附則第 1 5 条、附則第 1 7 条、附則第 1 8 条		
	実施方法	■直接実施 □業務委託等(委託先等:) □補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体: □その他())	
	目 的 (何のために)	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等(以下、「医薬品副作害の迅速な救済を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とす。		よる健康被
事務・東	対象 (誰/何を対象に)	医薬品副作用等による健康被害を受けた方、医薬品・医療機器の製造原	販売業者、-	-般国民等
事業概要	事務・事業内容 (手段、手法など)	① 医薬品副作用及び生物由来製品の感染等による健康被害を受けた者に関する業務。(以下、「医薬品副作用等救済」)② スモン患者、HIV感染者等への健康管理手当等の支払い業務 ③ C型肝炎救済特別措置法に基づく感染被害者に対する給付金等の支持		脊給付の支給
	事業の期限	無		
	事業の沿革	○医薬品副作用被害救済制度 いつから実施 昭和55年~ 実施主体の変遷 認可法人医薬品副作用被害救済基金 → 認可法人医薬品副作用被害救済・研究排 調作用被害救済・研究振興調査機構 → 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (途中で廃止していた期間の有無 無 (○生物由来製品感染等被害救済制度 いつから実施 平成16年~ 実施主体の変遷 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (追中で廃止していた期間の有無 平成54年~ 実施主体の変遷 翌回法人医薬品副作用被害救済基金 → 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 → 独立行政法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (這中で廃止していた期間の有無 第一日 1 と 1 を 1	表興基金 → 「 対済・研究振興「	調査機構 →
	事業の効果	・医薬品副作用被害救済制度等の体制を強化したことにより、標準的事態に処理できた件数が、16年度14.5%から20年度には74.3%。		

	事務・事業シー	ト(概	要説明書)			
事業名	健康被害救済業務				事業No	1
類型	助成事業等執行型(助成・給付型)					
	【活動指標名】/ 年度実績·評価	単位	H18年度	H19年度	Н	20年度
	副作用被害救済の決定件数	件	845	855		919
	生物由来製品感染等被害救済の決定件 数	件	7	5		11
	スモン関連業務受給者数	件	2, 381	2, 269	:	2, 180
活動実績	エイズ関連業務受給者数	件	741	724		710
(成果物は別紙で一覧を提出)	C型肝炎感染被害者に対する給付業務 の受給者数	件	_	108		660
	ホームページアクセス件数	件	51, 810	63, 843	6	37, 711
	相談件数	件	6, 427	7, 257	1	7, 296
	副作用拠出金納付者数	件	9, 746	9, 071		8, 767
	感染拠出金納付者数	件	101	98		96
成果目標	〇迅速な救済を行うため、標準的事務処請求件数の60%以上とする。 〇医薬品副作用被害救済制度等の周知及ホームページへのアクセス件数を平成20年限ともに、年間相談件数を平成20年限〇副作用拠出金及び感染拠出金の収納率	及び理解 2 0 年度 ままでに 率を 9 9	解を促すため、7 更までに,平成 こ、平成15年月 9 %以上とする。	ホームページ 15年度と比 度と比べて2	の掲載内容 べて20% 0%増加さ	を充実し、 増加させる せる。
	【成果指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	Н	20年度
	医薬品副作用被害救済において8ヶ月 以内に処理できた割合(目標60%以 上)	%	65.3	74.2		
	感染等被害救済において8ヶ月以内に 処理できた割合(目標60%以上)	%				74.3
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	CH COMM CHANGE		100	100		74.3
,成不111家 少 口家是成队从号 /	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上)	%	100 45	100 79		
	ホームページアクセス件数増加率(平	%				100
	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上)相談件数増加率(平成15年度比)		45	79		100
	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 相談件数増加率(平成15年度比) (目標20%以上) 副作用拠出金収納率(目標99%以	%	45 20	79 36		100 90 224
	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 相談件数増加率(平成15年度比) (目標20%以上) 副作用拠出金収納率(目標99%以上)	%	45 20 99.7	79 36 99.6	Н	100 90 224 99.6
	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 相談件数増加率(平成15年度比) (目標20%以上) 副作用拠出金収納率(目標99%以上)	% %	45 20 99.7 100	79 36 99.6 100	H	100 90 224 99.6 100
	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 相談件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 副作用拠出金収納率(目標99%以上) 感染拠出金収納率(目標99%以上)	% % % 単位	45 20 99.7 100 H18年度	79 36 99.6 100 H19年度		100 90 224 99.6 100 20年度
パンフレット・報告書等の作成(件数)	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 相談件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 副作用拠出金収納率(目標99%以上) 感染拠出金収納率(目標99%以上) 業務報告	% % % 単位 冊	45 20 99.7 100 H18年度 650	79 36 99.6 100 H19年度 550		100 90 224 99.6 100 20年度 600
成(件数) (名称、配付先、配付 先での廃棄数は別紙	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 相談件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 副作用拠出金収納率(目標99%以上) 感染拠出金収納率(目標99%以上) 業務報告 業務のご案内(パンフレット) 冊子(ご存じですか?健康被害救済制	% % % 単位 冊	45 20 99.7 100 H18年度 650 8,000	79 36 99.6 100 H19年度 550 4,000	3	100 90 224 99.6 100 20年度 600 8,000
成(件数) (名称、配付先、配付	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 相談件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 副作用拠出金収納率(目標99%以上) 感染拠出金収納率(目標99%以上) 業務報告 業務のご案内(パンフレット) 冊子(ご存じですか?健康被害救済制度) リーフレット(医薬品副作用被害救済制度) リーフレット(生物由来製品感染等被害救済制度)	% % 単位 冊 冊	45 20 99.7 100 H18年度 650 8,000 263,000	79 36 99.6 100 H19年度 550 4,000 253,000	3	100 90 224 99.6 100 220年度 600 8,000
成(件数) (名称、配付先、配付 先での廃棄数は別紙	ホームページアクセス件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 相談件数増加率(平成15年度比)(目標20%以上) 副作用拠出金収納率(目標99%以上) 感染拠出金収納率(目標99%以上) 業務報告 業務のご案内(パンフレット) 冊子(ご存じですか?健康被害救済制度) リーフレット(医薬品副作用被害救済制度)	% % % 単位 冊 冊	45 20 99.7 100 H18年度 650 8,000 263,000 933,000	79 36 99.6 100 H19年度 550 4,000 253,000 931,000	9	100 90 224 99.6 100 20年度 600 8,000 371,000

		事務・事業	ンート	· (概要説明	書)			
	事業名	健康被害救済業務					事業No	1
	類型	助成事業等執行型(助成・給付型	<u> </u>)					
過: た:	去事業規模が最大であっ 年度の件数、金額及び代 表的な成果物	平成20年度 決算額17,94 副作用被害救済の ホームページアク 相談件数 17,)決定件 セス件	数 919件 数 67,7 [・]	1 1 件			
		平成22年度予算見込額		人件費 概算人件費				
=	事業費	14,322 百万円		職員構成	(平均給与× 員数)	従事職	従事行	殳職員数 ─────
	く 人件費	394 百万円	$\left\{ \right.$	常勤職員	314, 990	千円	34	人
	総計	14,716 百万円		非常勤職員	79, 256	千円	8	人
		平成19年度(決算額)	平月	成20年度(決算	章額)	되	P成21年度(予算額)
=:	れまでの予算額等(百万 円)	6, 606			17, 946			17, 673
	救済給付金(副作用)	1, 697			1, 799			1, 960
	保健福祉事業費	14			16			30
	救済給付金(感染)	3	10			3		
	特定救済給付金	2, 360	13, 632				12, 68	
	健康管理手当等給付金	1, 601			1, 532		1, 487	
	特別手当等給付金	8			6	2		
	発症者健康管理手当	225			212			234
内	調査研究費	328			320			384
য়	諸謝金	39	43				42	
	旅費	2			3			8
	外国旅費	0	1					1
	委員等旅費	0	0					2
	委員等外国旅費	0	0					1
	事務庁費	310	359			44		
	還付金	19			13			4
	事業部門人件費(常勤)							338
平 .	成22年度の国からの財政 支出見込額(百万円)	382						
		平成19年度		平成20年度			平成214	丰度
	再委託金額(百万 円)							
	再委託先(名称· 件数)							
再	随意契約(件数/金額 (同))	/		/			/	
再委託	うち厚労省〇日が在籍している 企業団体との契約(件数/金額 (同))	/		/			/	
	95%以上の落札率の契 約(件数/金額(同))	/		/			/	
	うち厚労省OBが在籍している 企業団体との契約(件数/金額 (同))	/		/			/	

事務・事業シート(概要説明書)					
事業名	健康被害救済業務	事業No	1		
類型	助成事業等執行型(助成・給付型)				

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容							
厚生労働省独立 行政法人評価委 員会	・救済給付の標準的事務処理期間(8ヶ月以内)の達成率は、(第一期)中期計画における目標値60%を上回る74.3%となり、高い達成率を維持している。 ・スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務及び受託給付業務、またC型肝炎感染患者に対する給付業務等については、適切に事業が行われている。							

厚生労働省独立行政法人評価委員会において、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等、当該委員会が実施した国民からの意見募集に寄せられた意見も踏まえ、評価が行われた。

【現在抱えている課題】

内 容

- ・医薬品副作用被害救済制度等について、医療従事者の認知度が低いこと。・医薬品副作用被害救済制度等の事務処理期間の短縮。

	事務・事業の 必要性 公共上の見地から確 に実施されることが 必要な理由)	① 医薬品副作用等救済:「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」に基づく業務であり、医薬品の副作用が適正に使用しても避けられない不可避なリスクであること及び副作用による被害者の救済を民事上の手続に委ねては解決に長期間を要することから、医薬品を適正に使用したにもかかわらず健康被害を受けた者に対して迅速な救済を行うという高い公共性を有するものであり、確実に実施される必要がある。 ② スモン患者及びHIV感染者等に対する手当の支給:国と被害者の裁判上の和解に基づく恒久対策であり、国の責務として、確実に実施されることが必要である。 ③ C型肝炎感染被害者に対する給付金の支給:「C型肝炎救済特別措置法」に基づく救済事業であり、確実に実施しなければならない法律上の責務がある。
匤	の施策における位置 付け	国が法律、政令等により本救済制度を決定し、本機構(PMDA)において制度運用を行っている。医薬品副作用等救済給付の請求が医薬品の副作用によるものか否か等については、医学的薬学的な判定を厚生労働大臣が行い、その結果に基づきPMDAが支給決定を行うよう、法律で定められている。
	廃止の可否	否
廃止	廃止すると生じる 影響	① 医薬品副作用等救済:スモン事件を契機に、医薬品等の健康被害の迅速な救済を図るという法律により創設された高い公共性を有する制度であり、廃止した場合、健康被害を受けた者の救済が民事上の手続に委ねられ、迅速な対応が困難になり、医療費の負担等、被害者の経済的負担増や医療を適切に受けられなくなることによる保健衛生上の問題が生じるおそれがある。② スモン患者及びHIV感染者等に対する手当の支給:国と被害者の裁判上の和解に基づく恒久的対策であり、国の責務として廃止は困難。また、廃止した場合、受給者の医療や健康管理が不十分になり、症状の進行等の保健衛生上の問題や経済的負担が増大するおそれがある。③ C型肝炎感染被害者に対する給付金の支給:受給者の医療や健康管理が不十分になり、症状の進行等の保健衛生上の問題や経済的負担が増大するおそれがある。
	民間主体における 実施状況	なし

			事務・事業シート(概要説明書)		
		事業名	健康被害救済業務	事業No	1
		類型	助成事業等執行型(助成・給付型)		
		民営化の可否	否		
		事業性の有無とその 理由			
	可	民営化を前提とした 規制の可能性			
		民営化に向けた措置			
民営化	否	理由	① 医薬品副作用等救済:医薬品等の健康被害の迅速な救済という公共 済給付の決定等、業務運営には中立、公正性が強く求められること、また ら法律に基づく拠出金の強制徴収権が付与されており、適正な制度運営を有する主体が事業を実施する必要がある。また、薬害被害者からも、行いて、民営化等により公的な責任体制が後退することのないように強く第② スモン患者及びHIV感染者等に対する手当の支給:スモン被害が設され、手当支給についても本機構が実施することとなった経緯がある。 I V感染者のプライバシー保護が強く求められる等、受給者の信頼を確何行うためにも、公的性格を有する主体が実施する必要がある。 ③ C型肝炎被害者に対する給付金の支給:受給者のプライバシー保護のには、公的性格を有する主体が事業を実施する必要がある。	た。安かには、大きを、行かられている。大きのでは、たきのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、たらのでは、大きのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、たらいでは、たらのでは、たらのでは、たらのでは、ないでは、たらのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	に財派ないは、 は、済ると制で度る。 は、済ると制で度る。 は、済ると制で度 は、済ると制でを は、済ると制のを は、済ると制のを は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、対象を は、は、対象を は、は、対象を は、は、対象を は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
		移管の可否	否		
地方公	_	移管先			
共団	PJ	内容・理由			
体への移管	否	理由	医薬品等が製造、販売、使用される地域を問わず、全国単位で拠出金額を行う必要があるため、地方公共団体が行うことはなじまないし、非効率また、国において医薬品等の承認等を行っていることから、副作用被領会的責任の一端として、本救済制度に係る事務費についてその1/2を関であり、当該趣旨からも民営化は困難。	率である。 害の発生につ	ついては、社
		移管の可否	否		
	可	移管先			
		内容・理由			
他法人への移管	否	理由	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性を十分に確保するためには 害の救済を行う救済事業、リスク抑制のための審査事業、継続的なリスタ 全対策事業が連携し、情報等を共有することで、リスクを最小限に抑え、 品、医療機器を国民に提供していくことが可能となるものである。従って 承認審査、安全対策と救済事業を同一機関で実施することが合理的、効果 施主体としてより適切な他法人は存在しない。	クの軽減の <i>†</i> 、より有効で て、医薬品、	こめのより安 安全な医薬 医療機器の
-	•	一体的実施の可否	否		
体的	可	一体的に実施する法 人			
実施	-9	内容・理由			
	否	理由	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性を十分に確保するためには 害の救済を行う救済事業、リスク抑制のための審査事業、継続的なリスク 策事業が連携し、情報等を共有することで、リスクを最小限に抑え、よる 品、医療機器を国民に提供していくことが可能となるものである。従って 承認審査、安全対策と救済事業を同一機関で実施することが合理的、効果 施主体としてより適切な他法人は存在しない。	クの軽減のた り有効でより て、医薬品、	:めの安全対 リ安全な医薬 医療機器の

	事務・事業シート(概要説明書)						
		事業名	健康被害救済業務	事業No	1		
		類型	助成事業等執行型(助成・給付型)				
国		移管の可否					
の行	同	移管先					
政機	-	内容・理由					
関へ		徹底した効率化の内 容					
の 移					ることとな		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等) 等) 本救済制度については給付に係る費用の全額を医薬品等の製造販売事業者からの拠出金の拠本では、事業の利益である。国の財政を出たしているが、本国庫補助にでは、国において医薬品等の承認等を行っていることによる社会的責任を果たすための最近のであり、見直すことは困難である。国の財政支出については、中期目標、中期計画等のも、事務所借料の値下げ交渉等削減を行ったところであるが、引き続き事務所借料の縮減するとともに事務費の削減、契約の見直しなど冗費の削減を行う。			iについて)最小限のも i等の基づ				
「							
考	١.	行政機関、他法 人、自治体、民間 等との連携・役割 分担					
		i が国における公的 は体による実施状況	当該救済制度と同様の制度を実施している例は承知していない。				

____ 【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
(別紙)			

事務・事業シート(概要説明書)				
事業名	健康被害救済業務	事業No	1	
類型	助成事業等執行型(助成・給付型)			

【過去に大きく報道された指摘事項】

【週太に入ざく報道された指摘争項】 					
指摘事項			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)		
[日付] 平成21年10月6日(火)毎日新聞夕刊等 [内容] 健康被害救済制度の認知度調査において、制度を知っている医療従事者が37%であることが判明。医療者側の認識や説明の不足で、救済されるはずの被害が放置されている可能性が指摘される。	毎日新聞夕刊 等	2	医療従事者に対し、①新たに救済制度に関する説明広告を医療関係者の関心が高い専門誌(日医誌他)に丁寧な説明記事を掲載 ②学会や各都道県薬剤師会及び医療機関等に直接出向き、積極的に制度を説明 ②医療機関から説明資料の依頼があった際、随時、速やかに送付②臨床研修病院・大学病院、薬科大学・薬学部、看護師学校養成所の学生に救済制度をわかやすく説明した資料を配布 ②診断書を作成しやすくするため、ホームページに掲載する「疾病ごとの診断書記入例」を拡充一般国民に対し、②新聞広告、交通広告、院内ビジョン広告、病院・ドラッグストアへの広告ポスター送付などを実施なお、平成21年12月14日開催の救済業務委員会において、日本医師会、日本薬剤師会、関係団体等及び被害者団体の委員に対して、認知度調査の結果報告を行い、医療関係向けの広報活動実績及び今後の取組みについて説明を行った上で、制度の周知について協力し実施することを確認した。		

	事務・事業シート(概要説明書)						
	事業名	審査関連業務	事業No	2			
	類型	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))					
	拠法令(具体的な条 (①条①項など)も 記載)	薬事法第14条の2 独立行政法人医薬品医療機 器総合機構法15条第1項 第5号、第2項 関係する通 知、計画等 中期目標、中期計画					
		■直接実施					
	実施方法	□業務委託等(委託先等:)					
	关 爬刀法	□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)				
		□その他(
	目 的 (何のために)	まか 医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健上に資することを目的とする。					
事務	対象 (誰/何を対象に)						
・事業概要	事務・事業内容 (手段、手法など)	薬事法に基づく以下の業務を実施。 ・医薬品や医療機器等の承認審査 ・治験等に関する指導及び助言 ・承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、の性の調査 ・GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査 ・再審査、再評価の確認 等 ※GCPとは医薬品等の臨床試験の実施の基準、GLPとは医薬品等の験の実施の基準、GMPとは医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質では、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準 のこ	安全性に関す ^{管理の基準、}	る非臨床試			
	事業の沿革	[いつから実施] 昭和36年から(現行薬事法の施行年) [実施主体の変遷] 承認審査体制 厚生省 → 国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター → 独立行政法人医薬品医療機器総合権 医薬品の同一性調査 厚生省 → 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 → 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医療機器の同一性調査 厚生省 → 財団法人医療機器センター → 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 治験相談制度、医薬品の信頼性調査等(平成9年から) 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 → 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 [途中で廃止していた期間の有無]					
	事業の効果	・医薬品審査にかかる体制強化により、新医薬品の承認審査件数(全体)から平成20年度には79件、新医薬品の治験相談の実施件数について等件から平成20年度には338件と大幅に増加した。					

事務・事業シート(概要説明書)						
事業名	事業名 審査関連業務 事業No 2					
類型	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))					
	【活動指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	<u> </u>	I20年度
	新医薬品の承認件数(平成16年度以 降申請分)	件	49	73		77
	新医薬品の承認件数(優先審査品目、 平成16年度以降申請分)	件	20	20		24
	新医療機器の承認件数(平成16年度 以降申請分)	件	15	23		16
	新医療機器の承認件数(優先審査品 目、平成16年度以降申請分)	件	1	4		4
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提	適合性書面調査件数	件	426	774		942
出)	GLP調査件数	件	31	27		43
	GCP調査件数	件	149	132		198
	新医薬品の治験相談実施件数	件	295	302		338
	医療機器の治験相談実施件数	件	42	72		76
	GMP/QMS調査処理件数	件	1, 120	1, 998		1, 734
成果目標	期目標期間中を通じて70%確保、第一〇16年4月以降の申請に係る優先審 第1期中期目標期間終了時までに50% 〇16年4月以降の申請に係る新医療材度は80%、19、20年度は90%。 〇16年4月以降の申請に係る優先審 を第1期中期目標期間終了時までに70 〇新医薬品の治験相談について、平成2	E対象B 6。 機器にご を対象B 0%。	E薬品について、 ついて、審査事績 E療機器につい [*]	、審査事務処 務処理期間 1 て、審査事務	望期間 6 ヶ 2ヶ月のも 3処理期間 9	のを18年 0ヶ月のもの
	【成果指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	<u> </u>	I20年度
	新医薬品の審査事務処理期間達成率 (16年度以降申請分)	%	59	60		70
+4-ct-4-	優先審査対象医薬品の審査事務処理期 間達成率(平成16年度以降申請分)	%	50	65		33
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	新医療機器の審査事務処理期間達成率 (16年度以降申請分)	%	100	83		75
	優先審査対象医療機器の審査事務処理 期間達成率(平成 1 6 年度以降申請 分)	%	100	75		75
	新医薬品の治験相談実施件数	件	288	281		315
パンフレット・報告書等 の作成(件数) (名称、配付先、配付先での 廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H18年度	H19年度	. H	120年度
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物 である 新医薬品の承認件数(平成16年度以降申請分) 77件 新医薬品の治験相談実施件数 338件						

	事務・事業シート(概要説明書)						
	事業名	審査関連業務		事業No 2			
	類型	特定事業執行型(その他(医療・	福祉・検査・審査型))	'			
		平成22年度予算見込額	人件	+ 費			
	事業費	3,710 百万円	概算人件 職員構成 (平均給与× 員数)	費			
コスト	人件費	5,178 百万円	常勤職員 4,070,203	千円 464 人			
•	総計	8,889 百万円	非常勤職員 1, 107, 908	千円 118 人			
		平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(予算額)			
<u></u>	れまでの予算額等(百万 円)	1, 755	2, 111	8, 149			
	諸謝金	493	628	746			
	旅費	50	48	91			
	外国旅費	95	159	291			
内	外国人招へい旅費	5	2	4			
	委員等旅費	18	19	32			
訳	委員等外国旅費	44	78	128			
	事務庁費	992	1, 122	2, 932			
	治験推進助成事業費	59	56	26			
	事業部門人件費 (常勤)			3, 898			
平月	成22年度の国からの財政 支出見込額(百万円)	255					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度			
	再委託金額(百万 円)						
	再委託先(名称 · 件数)						
再	随意契約(件数/金額 (同))	/	/ / /				
再委託	うち厚労省〇Bが在籍している 企業団体との契約(件数/金額 (同))	/	/	/			
	95%以上の落札率の契 約(件数/金額(同))	/	/	/			
	うち厚労省〇Bが在籍している 企業団体との契約(件数/金額 (同))	/	/	/			

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容			
行政法人評価委 員会	・より有効でより安全な医薬品及び医療機器をより早く国民に提供するという目標の達成に向け、早い体制整備の確立と一層の努力を図る必要がある。 ・質の向上については、平成20年度から新薬審査部門を中心にケーススタディ等を盛り込んだ新研修プログラムを本格実施し、その一環として技術系職員にはメンター制度を実施しており、業務の質の向上に寄与している。			
事業評価の方法				

厚生労働省独立行政法人評価委員会において、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等、当該委員会が実施した国民からの意見募集に寄せられた意見も踏まえ、評価が行われた。

事務・事業シート(概要説明書)				
事業名	審査関連業務	事業No	2	
類型	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))			

【現在抱えている課題】

			内容
	ドラ	゙゚゚゚゚゚ゕヷ・ラグ、デ゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚	「イス・ラグの解消。承認審査の迅速化。
事務・事業の 必要性 (公共上の見地から確 実に実施されることが 必要な理由)		必要性 性上の見地から確 実施されることが	医薬品、医療機器は、国が承認等を行うことにより、その品質、有効性、安全性を確保するものであり、国がそのような責務を負うことで初めて流通が可能となるものである。PMDAの実施している審査関連業務については、承認制度の根幹となる業務であり、国民の生命に直結する医薬品、医療機器を患者等に適切に使用していただくために必要不可欠なものである。
国の施策における位置 付け			○薬事法において、厚生労働大臣は、医薬品、医療機器等の承認のための審査及び調査をPMDAに行わせることができるとされており、当該法律に基づき、PMDAにおいて審査及び調査を行っている。 ○「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日文科省、厚労省、経産省)」の中で、新薬の上市までの期間を2.5年短縮する等の審査の迅速化・質の向上を図るべきとされている。 ○「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」(平成20年12月11日厚生労働省)の中で、医療機器審査・相談体制の拡充、医療機器の迅速化を始めとする医療機器の承認審査までの期間の短縮を図ることとされている。
		廃止の可否	否
廃止	ß	ē止すると生じる 影響	医薬品、医療機器は、国が承認等を行うことにより、その品質、有効性、安全性を確保するものであり、国がそのような責務を負うことで初めて流通が可能となるものである。PMDAの実施している審査関連業務については、承認制度の根幹となる業務であり、廃止した場合、国民の生命に直結する医薬品、医療機器を患者等に適切に使用していただくことができなくなる。
	Þ	^{民間主体における} 実施状況	医療機器の第三者認証制度。 ※第三者認証制度とは低リスク医療機器のうち、厚生労働大臣が基準を定めた品目について、厚 生労働大臣の承認を不要とし、第三者認証機関が基準への適合性を認証する制度。
		民営化の可否	否
		事業性の有無とその 理由	
	可	民営化を前提とした 規制の可能性	
民		民営化に向けた措置	
営化	否	理由	医薬品、医療機器については、厚生労働大臣が承認等を行うことにより、その品質、有効性、安全性を確保するものであり、国がそのような責務を負うことで初めて流通が可能となる性格のものであり、諸外国においても、承認等の事務は国の機関が担当している。 PMDAは承認制度の根幹となる審査部分を薬事法に基づき、国から業務の委託を受けて実施しており、国民の生命に直結するこのような業務を民間が実施することは不適当である。 さらに、GCP調査、GMP調査等についても、薬事法に基づき国から業務の委託を受け実施されており、承認審査と一体をなして医薬品等の品質、有効性、安全性を確保するためのものであり、同様に民間が実施することは不適当である。

	事務・事業シート(概要説明書)						
		事業名	審査関連業務	事業No	2		
		類型	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))				
		移管の可否	否				
地方		移管先					
公共団体	可	内容・理由					
体への移管	否	理由	一般用医薬品や後発医薬品の一部の審査、GMP調査の一部等、低リえるものについて地方公共団体に移管しているものを除けば、PMDA 医薬品、医療機器の品質、有効性、安全性確保の根幹に係るものであっ に実施することが不可欠である。このような業務の性格上、各地方公共 人材の確保や諸外国との連携なども考慮すれば、およそ想定できない。	が実施してい て、国全体と	る事務は、 して統一的		
		移管の可否	否				
	_	移管先					
	可	内容・理由					
他法人への移管	否	理由	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性を十分に確保するために 害の救済を行う救済事業、リスク抑制のための審査事業、継続的なリス 策事業が連携し、情報等を共有することで、リスクを最小限に抑え、よ 医療機器を国民に提供していくことが可能となるものである。従って、 審査、安全対策と救済事業を同一機関で実施することが合理的、効率的 体としてより適切な他法人は存在しない。	クの軽減のた り有効で安全 医薬品、医療	めの安全対 な医薬品、 機器の承認		
	-	一体的実施の可否	否				
体的	可	一体的に実施する法 人					
実施	F	内容・理由					
	否	理由	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性を十分に確保するために 害の救済を行う救済事業、リスク抑制のための審査事業、継続的なリス 策事業が連携し、情報等を共有することで、リスクを最小限に抑え、よ 医療機器を国民に提供していくことが可能となるものである。従って、 審査、安全対策と救済事業を同一機関で実施することが合理的、効率的 体としてより適切な他法人は存在しない。	クの軽減のた り有効で安全 医薬品、医療	めの安全対 な医薬品、 機器の承認		
国		移管の可否					
の行	可	移管先					
政機	Ð	内容・理由					
関への		徹底した効率化の内 容					
の移管	否	理由	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグを解消するため審査員を大幅に増員 めているところである。国で実施することとなった場合、国家公務員の				
その他事務・事業の見 直し (今後の事務・事業の 効率化又は財政支出 の削減に向けた取組 等) ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消に向け、「画期的医薬品・医療機器創出のための 年戦略」「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」等に基づき、引き続き、審査関連 の体制整備、質の向上等に資する様々な取組を実施する。国の財政支出については、中期目 中期計画等に基づき、事務所借料の値下げ交渉等削減を行ったところであるが、引き続き事 借料の縮減を検討するとともに事務費の削減、契約の見直しなど冗費の削減を行う。				查関連業務 中期目標、			

	事務・事業シート(概要説明書)					
	事業名	審査関連業務	事業No	2		
	類型	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))				
	行政機関、他法 人、自治体等にお ける類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]				
参考	人、自治体、民間					
	諸外国における公的 主体による実施状況		薬品庁)の審査・承認を行 を担当し、審	査結果に基づ う方式が並 腎査業務は民		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
(別紙)			

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
内容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

	事務・事業シート(概要説明書)								
	事業名	安全対策業務				事業No	3		
	類型	特定事業執行型(その他(医療・福祉・	·検査	・審査型))	,				
	拠法令(具体的な条 (①条①項など)も 記載)	薬事法第77条の4の5 独立行政法人医薬品医療機 器総合機構法15条第1項 第5号 知、計画		中期目標、中期計	-画				
		■直接実施							
	実施方法	□業務委託等(委託先等:)							
		□補助金〔直接·間接〕(補助先: 		実施主体:)			
		口その他()						
	目 的 (何のために)	医薬品等の品質、有効性及び安全性に い、もって国民保健の向上に資すること			斤、相談及 て	が情報提供 等	テの業務を行		
事務・事業	対象 (誰/何を対象に)	医薬品、医療機器の製造販売業者、図	医療機関	関、一般国民等					
業概要	事務・事業内容 (手段、手法など)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及 どから一元的に収集し、科学的な調査・ に実施する。							
	事業の期限			無					
	事業の沿革	[いつから実施] 昭和42年から [実施主体の変遷] 厚生省 → 厚生労働省 → 厚生労働省、独 [途中で廃止していた期間の有無] 無	虫立行政	法人医薬品医療機器	异総合機構				
	事業の効果	国は、医薬品の有効性・安全性に関す は限界があり、さらに、市販後は、小児 範に使用される(全ての医薬品は、効能 このため、市販後において、安全性に 対策措置を行うことにより、既知の副作 検出して適切な措置を実施することがで	記、高齢 もとと に関する 作用の多	齢者、妊婦、様々 もに、何らかの副 る情報の収集、タ 発現を最小化する	マな合併症を 別作用を伴っ 分析・評価、	を有する患者 っている)。 評価結果に	音等も含め広 二基づく安全		
		【活動指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	ξ H	H20年度		
		医薬品関係の副作用症例等報告件数	件	109, 954	129, 829	1	55, 542		
		医療機器関係の不具合症例等報告件数	件	13, 194	17, 576		7, 581		
(活動実績 成果物は別紙で一覧を提	添付文書の改訂等の措置が必要なもの として厚労省に報告した件数(医薬 品)	件	131	204		151		
	出)	添付文書の改訂等の措置が必要なもの として厚労省に報告した件数(医療機 器)	件	4	10		37		
		くすり相談の電話件数	件	8, 459	8, 696		8, 479		
		医療機器相談の電話件数	件	376	564		639		
	の医薬品の副作用・感染症情報等報告について、第1期中期目標期間終了時までに電送化率を4 平均80%以上とする。 の医療用医薬品の添付文書改訂の指示から当該添付文書のWebへの掲載までを2日以内に行う。								

	事務・事業シート(概要説明書)									
	事業名	安全対策業務						事業N	0	3
	類型	特定事業執行型(その他(医療・	福祉・	検査・	審査型))				
		┃ H18年度 H19年度					度	Н	20年度	
	成果実績	副作用等報告のインターネットを た電送化の状況	介し	%	90.	4	91.1			92.3
(成場	果指標の目標達成状況等)	医療用医薬品の添付文書改訂の指 ら添付文書のWebへの掲載が2 内の割合		%	10	0	100			100
パン	ノフレット・報告書等の作			単位	H18:	年度	H19年	度	Н	20年度
()	成(件数) 3称、配付先、配付									
	での廃棄数は別紙で一覧を提出)									
	で一見を徒山/									
	法事業規模が最大であっ F度の件数、金額及び代 表的な成果物	平成19年度 決算額 1, 17 医療機器関係の不 くすり相談の電話	具合症	E例等幸	8告件数 6 9 6 件	17,	576件			
		平成22年度予算見込額					人件費			
	事業費	1,511 百万円		職	員構成	(平均約	『人件費 哈与×従事職 員数)	従	事役	 战職員数
コスト	人件費	1,452 百万円	常勤		職員	1, 155,		132		人
	総計	2,962 百万円		非常	謝職員	296,	750 千円	42		Д
		平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)			平成21年度(予算額)				
こオ	れまでの予算額等(百万 円)	1, 175	1, 081			2, 735				
	諸謝金	射金 197			246					308
	旅費	2	3					6		
	外国旅費	15				64 23				
内	委員等旅費	14								
訳	委員等外国旅費	4	6				12			
	事務庁費	938	779				1, 442			
	還付金	5					7			1
	事業部門人件費(常勤)									880
	戊22年度の国からの財政 5出見込額(百万円)	725								
		平成19年度		平	成20年度	ξ		平成	21年	- 度
	再委託金額(百万 円)									
	再委託先(名称・件数)									
표	随意契約(件数/金額 (同))	/	/				/			
再委託	うち厚労省〇Bが在籍している 企業団体との契約(件数/金額 (同))	/	/			/				
	95%以上の落札率の契 約(件数/金額(同))	/			/			/		
	うち厚労省〇日が在籍している 企業団体との契約(件数/金額 (同))	/			/			/		

事務・事業シート(概要説明書)					
事業名	安全対策業務	事業No	3		
類型	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))				

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容			
厚生労働省独立 行政法人評価委 員会	・医薬品医療機器情報提供ホームページにおいて、副作用・不具合報告のラインリストによる公開を引き続き行い、新規データの迅速な掲載を行っており、平成19年度の28%増の約6.4億回のアクセスが行われており、医薬品医療機器情報配信サービス(プッシュ型メール配信サービス)の登録者数も平成19年度末と比べて73%増と取組みが着実に行われている。			
事業評価の方法				

厚生労働省独立行政法人評価委員会において、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等、当該委員会が実施した国民からの意見募集に寄せられた意見も踏まえ、評価が行われた。

【現在抱えている課題】

内 容

- ・100人の増員による人的資源拡充のメリットが最大限に生かせるよう、総合機構は専門的な人材の確保・養成と効率的・効果的な組織体制の実現
- ・総合機構と厚生労働省間の緊密な連携による一体的な業務運営の実現

	事務・事業の 必要性 公共上の見地から確 に実施されることが 必要な理由)	国は、医薬品の有効性・安全性に関する承認審査を行っているが、承認段階で得られる情報には限界があり、さらに、市販後は、小児、高齢者、妊婦、様々な合併症を有する患者等も含め広範に使用される(全ての医薬品は、効能とともに、何らかの副作用を伴っている)。このため、市販後において、安全性に関する情報の収集、分析・評価、評価結果に基づく安全対策措置を行うことにより、既知の副作用の発現を最小化するとともに、未知の副作用を早期に検出して適切な措置を実施することが重要である。 PMDAは、年間3万件に上る副作用等症例を整理・評価・分析の上、国に報告し、これを受けて国は必要な安全対策措置を講じていることから、国民の生命に直結する医薬品、医療機器を患者等に適正に使用していただくことができるものである。
匤	の施策における位置 付け	〇薬事法において副作用等の整理、分析、調査が医薬品医療機器総合機構に委任されており、医薬品等の安全の根幹をなしている。大臣の私的諮問機関である薬害肝炎の検証検討委員会の提言においても、医薬品の安全対策の強化の施策において、その中核となる役割を担っている。〇「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日文科省、厚労省、経産省)」の中で謳われている優れた医薬品・医療機器を国民に迅速に提供するためには、審査関連業務と連携して、リスク管理を的確に行う安全対策のシステムの構築が不可欠である。
	廃止の可否	否
廃止	廃止すると生じる 影響	PMDAは、企業から報告される年間約3万件に上る副作用等症例を整理・評価・分析を行っており、廃止された場合には企業からの報告を受けることができなくなるため、国が直接報告を受ける医療機関等からの報告のみで整理・評価・分析を行い、必要な安全対策措置も講じる必要があるが、評価できるだけのデータを確保できないことから、十分な整理・評価・分析を行うことができず、結果、国が行う安全対策業務に重大な支障をきたす。
	民間主体における 実施状況	なし

	事務・事業シート(概要説明書)								
		事業名	安全対策業務	事業No	3				
		類型	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))						
		民営化の可否	否						
		事業性の有無とその 理由							
	可	民営化を前提とした 規制の可能性							
民営		民営化に向けた措置							
化	否	理由	国は、医薬品、医療機器の市販後の安全性の確保にも責任を負っておは、副作用情報の収集・分析という安全対策業務を薬事法に基づき、国家でいるものであり、国民の生命に直結する当該業務を国、独立行政法人はすることは不適当である。 また、昨今、治験相談、審査段階から安全対策までを一貫して行う必要が、審査関連部門と同一組織内で密接な連携体制を取ることが不可欠となる。	からの委託に 以外の民間の 要性が一層高	より実施し 主体が実施				
lul.		移管の可否	否						
地方公		移管先							
公共団体	可	内容・理由							
一への移管	否	理由	医薬品、医療機器の品質、有効性、安全性については、国全体として紀 不可欠であり、年間約3万件に上る副作用等症例が地方公共団体で整理 は、非効率かつ、経費的にも負担が大きくなる。人材の確保や諸外国との 方公共団体への移管はおよそ想定できない。	・評価・分析	を行うこと				
		移管の可否	否						
	可	移管先							
	۲,	内容・理由							
他法人への移管	否	理由	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性を十分に確保するためには 害の救済を行う救済事業、リスク抑制のための審査事業、継続的なリスク 策事業が連携し、情報等を共有することで、リスクを最小限に抑え、よ 医療機器を国民に提供していくことが可能となるものである。従って、 審査、安全対策と救済事業を同一機関で実施することが合理的、効率的な 体としてより適切な他法人は存在しない。	クの軽減のた り有効で安全 医薬品、医療	めの安全対 な医薬品、 機器の承認				
_	-	一体的実施の可否	否						
体的	司	一体的に実施する法 人							
実施		内容・理由							
	否	理由	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性を十分に確保するためには 害の救済を行う救済事業、リスク抑制のための審査事業、継続的なリスク 策事業が連携し、情報等を共有することで、リスクを最小限に抑え、よ 医療機器を国民に提供していくことが可能となるものである。従って、 審査、安全対策と救済事業を同一機関で実施することが合理的、効率的 体としてより適切な他法人は存在しない。	クの軽減のた り有効で安全 医薬品、医療	めの安全対 な医薬品、 機器の承認				

	事務・事業シート(概要説明書)							
		事業名	安全対策業務	事業No	3			
		類型	特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型))					
		移管の可否						
国の	可	移管先						
行政	7	内容・理由						
機関		徹底した効率化の内 容						
への移管	否	理由	安全対策業務については、「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための計委員会」の中間とりまとめ(平成20年7月31日)を踏まえ、現在5を増員し、体制整備を進めているところである。国で実施することとなっ、純増ということになる。	安全対策に従	É事する人員			
その他事務・事業の見 直し (今後の事務・事業の 効率化又は財政支出 の削減に向けた取組 等)		直し 後の事務・事業の 化又は財政支出	「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討動の(平成20年7月31日)、第一次提言(平成21年4月30日)を設対策業務の体制充実・強化等の様々な取り組みを実施していく。国の財団目標、中期計画等の基づき、事務所借料の値下げ交渉等削減を行ったとい事務所借料の縮減を検討するとともに事務費の削減、契約の見直しなどの	踏まえ、引き 政支出につい ころであるか	き続き、安全 ハては、中期 バ、引き続き			
		行政機関、他法 人、自治体等にお ける類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]					
参考)	行政機関、他法 人、自治体、民間 等との連携・役割 分担	企業や医療機関から得た副作用報告等は、PMDAにおいて年間約3万として整理・評価・分析の上、国に報告し、これを受けて国は安全対策で要な安全対策措置を講じている。その措置結果を国はもちろんPMDAまく情報提供を行っている。	の企画・立第	を行い、必			
			アメリカについてはFDA(アメリカ連邦政府食品医薬品局)が、中央しており、EUについては、EMA(欧州医薬品庁)及び各国政府機関が 策業務を実施している。英国、フランスにおいては医薬品医療機器総合権 シーが業務を実施している。	が一元的に署	雪査・安全対			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
内容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
(別紙)			

【過去に大きく報道された指摘事項】

た 体 市 店			性学性的 (①性学这种 ②社体学)
指摘事項			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
内容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

【参考:これまでに受けた主な指摘事項】

【参考:これまでに受けた王な指摘事項】 指 摘 事 項		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)			
内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)		
〇本委員会としては、次の③に掲げる厚生労働省及び総合機構の緊急的な取組を当面の対応としつつ、その実施状況等を踏まえ、厚生労働省と総合機構の一元的な組織体制も視野に、引き続き医薬品行政のあるべき組織形態を検討していくこととしたい。(平成21年度)	薬た政つ炎びめ医り第(H21.4.30)	2	・医薬品行政組織としてどのような組織形態が望ましいかについて、行使可能な権限の範囲、運営財源の原資の在り方、職員の専門性の確保、行政改革推進の中で課されている制約との関係などの論点も含め、引き続き検討を行っているところ。		
〇独立行政法人における元国家公務員の非人件費ポストについて 年間報酬額600万円以上1,000万円未満の同様のポストの新設についても、真に必要と認められるものを除き、これを行わないとの対応をとっていただくようお願いいたします。(平成21年度)	総務省事務連絡 (H21. 12. 25)	2	・事務系嘱託職員については、21年度限りで廃止する。 ・技術系嘱託職員についても、職務内容を検証し、給与水 準を見直す。		
査の迅速化・効率化 機構の治験相談や承認審査の遅延を解消するためには、審査手続の透明性・効率性の向上とともに質の高い人員を増やす必要があると考えられる。そのために、機構は人員の拡大(審査人員をおおむね3年間で倍増)、治験着手から新薬承認までの期間短縮や、人材の育成を図るための工程表を示すべきである。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図るべきである。(平成18年度)	総合科学技術会議 (H18. 12. 25)	2	・ドラッグ・ラグ解消を目的として、人員の拡大、研修の充実、海外審査当局との連携強化、審査内容の事前評価及び相談の大幅拡充、審査期間進捗管理の強化、最先端技術への対応の各事項に関するアクションプランを作成した上で、平成20年度事業における進捗状況の評価・検証等を行った。 ・当該事項も含めた平成20年度業務計画の実施状況の検証を行い、その結果を第2期中期計画及び平成21年度の業務計画に反映させるとともに、アクションプランの進捗状況を独法評価委員会における評価の視点に追加することにより、同評価委員会においてもその進捗管理が的確に行われるようにしている。		
評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必要な 見直しを行う。(平成19年度)	理合理化計画 (閣議決定) (H19.12.24)				
〇アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行う。(平成19年度)		2	・アクションプランの進捗に関しては、毎年度ごとに検証を行うとともに、当該プランの目標到達時期である平成23年度事業が終了次第、速やかにその成果の検証を行う予定。		
○デバイス・ラグの現状把握、原因分析を行うとともに、その結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等の必	独立行政法人整理合理化計画 (閣議決定) (H19.12.24)	2	・厚生労働省より、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」(平成20年12月)が示され、当該プログラムに基づき、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等を盛り込んだ第2期中期計画を策定した。今後は、第2期中期計画に示された各種施策を実施することにより、審査の迅速化を図る予定。		
〇医療機器についても、承認までの期間を抜本的に短縮して医療現場で利用可能な機器を欧米並みにするという「デバイス・ラグ」の解消を目標に定め、医薬品のような具体的目標期間を設定し、早急に総合的な取組みを開始すべきである。(平成20年度)	抜本的な拡大に	2			

指摘事項

【参考:これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
(安全対策業務) 〇医薬品や医療機器の安全性に係る情報の迅速かつタイムリーな収集・分析・提供等の安全対策業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図るため、次期中期目標等において、各事業の成果をより的確に把握できる指標を設定する。(平成19年度)	独立行政法人整理合理化計画 (閣議決定) (H19. 12. 24)	1	・第2期中期計画において、「講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実」を盛り込むとともに、副作用報告からラインリスト公表までの期間短縮を数値目標として示すなど、各事業の成果をより的確に把握できる指標を設定した。
化や、新たな分析・評価手法及びリスク管理手法	政等の見直しに	1	・「中間取りまとめ」を受けて、厚生労働省は、本省・ PMDAそれぞれに係る予算要求等を行い、平成21年度に おいては、PMDAの安全対策要員を100人増員すること となった。